

○按ズルニ、此他疾病ト衰老トヲ以テ御讓位アリシモノ、光仁天皇アリ、疾病讓位ノ條參看ス
ベシ、

〔日本紀略後十四條〕長元九年四月六日甲寅、上東門院母后彰子入内、依天皇後一條不豫也、十七日乙

丑、戊刻天皇落飾、崩于清涼殿、春秋廿九、在位廿年去三月以來、御體不豫、子刻諸卿近衛、以璽劔奉皇太子朱雀

於昭陽舍、依有遺詔、暫秘喪事、以如在之儀、今日讓位於皇太弟大床子、并小御厨子、時簡殿、上御倚子等、遷新帝御所

〔二代要記後一條〕長元九年三月中旬以後、聖體不豫、四月十七日乙丑、亥時崩于清涼殿、年廿九、子

刻公卿、令持璽劔於近衛次將參皇太弟、依有遺詔、暫秘喪事、以如在之儀、行揖讓云々、三十日、奉遷上

皇於上東門院、

〔繁花物語三十三條〕は佐しと歎女房内一條の御なやみ、日をへておもらせ給て、四月十五日長元ば

かりより、日ごとにてたえいらせ給、女院中宮子妍涙にくれておはしませす、略中つひに四月十

七日のゆふかたうせさせ給ぬれば、所がら院も宮もおなじさまにておはしませば、さこえさせ

わづらひて、かくてのみはいかでかとして、御せうとの殿ばらぞ、しもの御つばねに、御そにおしく

くみてゐておろしたてまつらせ給、いましばしだにのどかに見たてまつらせ給べきを、御心に

もあらず、いみじうおぼしませ給、御こえもり聞えつゝ、いといみじ、世中ゆすりみちたるこ

こちするに、たしかに聞えさする人もなければ、一品宮子修のをさなげになかせ給もいみじう

あはれなり、いつのまにか東宮朱雀の御かたには除目ありて、頭五位藏人六位藏人などよろづ

にみな師子こまぬ、ひのみづし、御はかしなぞわたり、ひさかへたるありさま、夢の心ちなむま

ける、れいのさほふに御めのごととも、のりたふのいよのかみ、たねつな、のりふさ、よしみちなど、

つかうまつる心ちとも思やるべし、かねふさの中宮の亮、いひつゝけてなく、聲のおどろくま

さもあはれなり、むかしはかく位にてうせさせ給は、まसानき事おほく、どころせかりけれど、今